

豊明市社宅整備支度援補助金交付制度

新たに賃貸契約・建築・売買で市内に従業員用住居を取得した事業者に、費用の一部を助成します

1 補助金の上限

補助対象額 1戸あたり10万円を上限

(1事業者で1年度 最大100万円まで) 予算額に達した時点で終了

2 補助対象の主な要件

補助対象者

- ① 法人格を有し、市内に事業所がある団体。ただし、国及び地方公共団体、関係機関は除く。
- ② 市税を滞納していないこと。

補助金対象社宅

- ① 補助対象社宅は、補助対象者が新たに賃貸若しくは取得した物件であること。
- ② 補助対象社宅に市外から転入した従業員が、当該社宅に住民登録した後、最初に到来する1月1日に居住していること。

補助対象経費

- ① 社宅を賃借する場合
補助事業施行期間に事業者が負担した賃借に要する家賃、共益費
- ② 社宅を取得する場合
取得に要する費用(土地及び減価償却資産に要する費用、租税公課は除く。)

3 申請の流れ

